

# つなぐ



袋井特別支援学校  
支援連携課便り ⑧  
令和6年2月5日

本校の児童生徒が卒業後に利用できる、障害がある方のためのサービスの概要①です。今回は、障害者総合支援法のサービスのうち、自立支援給付（介護給付と訓練等給付）についてです。自立支援給付とは、利用者が自分自身でサービスを利用する・しないを決め、契約をする仕組みのことを指します。

法律	分類	系統	サービス名	サービス内容	
障害者総合支援法	日常生活上必要な介護を受けられるサービス	訪問系	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	居宅での入浴、排泄、食事などの介護や家事援助	
			重度訪問介護	重度肢体不自由者の居宅での入浴、排泄、食事などの介護と外出支援	
			行動援護	行動面で特別な注意を必要とする人の見守り、援助や移動中の介護	
	介護給付	混合系	重度障害者等包括支援	最重度の障害者に対する、様々なサービスを組み合わせた在宅での包括的な介護	
			短期入所 (ショートステイ)	家族の介護が一時困難になった場合の、 <u>短期間、夜間も含めた入所施設での生活支援</u>	
		居住系	施設入所支援	入所施設での、 <u>主に夜間に行う入浴、排泄、食事の介護</u>	
	自立支援給付	訓練等給付	日中活動系	生活介護	支援施設での、 <u>主に日中に行う入浴、排泄、食事の介護や創作・生産活動等の機会提供</u>
			居住系	共同生活援助 (グループホーム)	<u>共同生活を行う住居</u> においての、 <u>主に夜間に行われる相談や日常生活の援助</u>
			訪問系	自立生活援助	自宅で自立した生活を営む上での、 <u>巡回訪問等での相談、情報提供・助言</u>
			日中活動系	自立訓練	地域で生活する力を身につける <u>一定期間の訓練</u> 機能訓練：主に <u>身体障害者</u> が利用 生活訓練：主に <u>知的障害者</u> が利用
	就労移行支援	就労を希望する障がい者が、就労に必要な知識や能力を身に付けるための <u>一定期間の訓練</u>			
	就労継続支援	事業所での雇用が困難な障害者の就労の支援 A型：雇用契約を結び給料を受け取る B型：雇用契約を結ばず作業工賃を受け取る			
				就労定着支援	就労支援を受けて雇用された障がい者の <u>就労継続のための、一定期間の相談、指導等の支援</u>
		地域で生活するために一定の訓練を提供してもらえるサービス			

次回：障害がある方のためのサービスの概要②  
障害者総合支援法の相談支援給付と  
地域生活支援事業について

